漁船登録における漁業種類の分類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録申請の場合は（Ｂ）登録の分類で記入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業種類の分類 | | 漁業の内容 | 備考 |
| （Ａ）統計の分類 | （Ｂ）登録の分類 |
| １．淡水漁業 | ａ 淡水漁業 | 潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水等における漁業 |  |
| ２．内水面漁業 | ａ 内水面漁業 | 朝夕の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業 |  |
| ｂ うなぎ稚魚漁業 | 内水面におけるすくい網を利用したうなぎ稚魚漁業 |  |
| ３．採介藻漁業 | ａ 採介藻漁業 | 浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業 |  |
| ｂ 採介藻（ ）漁業 | さんご、かき等の採取業 | （ ）内にさんご、かき等の別を記入 |
| ４．定置漁業 | ａ 定置漁業 | 定置網漁業以外の定置漁業を含む。 |  |
| ５．一本つり漁業 | ａ 一本つり漁業 | 各種一本つり漁業（ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く） |  |
| ｂ 一本つり（ ）漁業 | いか一本つり及びさば等のはねつり漁 | （ ）内にいか、さば等の別を記入 |
| ６．はえなわ漁業 | ａ はえなわ漁業 | 各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業（ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業を除く） |  |
| ｂ はえなわ（ ）漁業 | さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業 | かごはえなわ漁業を含む。（ ）内にさけ・ます・たら・かに等の別を記入 |
| ７．刺網漁業 | ａ 刺網漁業 | 刺網、たたき網、はねかえし網漁業 |  |
| ｂ さけ・ます流し網漁業 | 中型さけ・ます流し網、小型さけ・ます流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業 |  |
| ｃ かじき等流し網漁業 | かじき等流し網漁業 |  |
| ８．まき網漁業（網船） | ａ ○○まき網漁業 | 大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船 | ○○に大中型、中型、小型の別を記入 |
| ９．まき網漁業附属船 | ａ まき網漁業附属船（ ） | 各種まき網漁業の附属運搬船、灯船及びとう載漁艇等 | （ ）内に、運搬、灯船等の別を記入 |
| １０．敷網漁業 | ａ 敷網漁業 | 敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網（さば、さんまを除く。）漁業 |  |
| ｂ ○○棒受網漁業 | さば、さんま棒受網漁業 | ○○にさば、さんま等の別を記入 |
| １１．底びき網漁業 | ａ ○○底びき網漁業 | 小型底びき網及び沖合底びき網漁業 | ○○に小型、沖合の別を記入 |
| １２．以西底びき網漁業 | ａ 以西底びき網漁業 | 以西底びき網漁業（１そうびきを含む。） |  |
| １３．遠洋底びき網漁 | ａ 遠洋底びき網漁業 | 遠洋底びき網漁業 |  |
| １４．ひき網漁業 | ａ ひき網漁業 | １１．１２ ．及び１３以外の各種ひき網漁業（けた網 こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等） |  |
| １５．かつお・まぐろ漁業 | ａ かつお・まぐろ漁業 | かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業 |  |
| ｂ かつお一本つり漁業 | かつお・まぐろ一本つり漁業 |  |
| ｃ まぐろはえなわ漁業 | まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁業 |  |
| １６．捕鯨業 | ａ 捕鯨業 | 捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業（母船式の母船を除く） |  |
| ｌ７．官公庁船 | ａ 官公庁船（ ） | 漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締に従事する漁船 | （ ）内に練習、取締等の別を記入 |
| ｌ８．運搬船及び各種母船 | ａ 漁獲物運搬船 | 漁場から漁獲物を運搬する漁船 |  |
| ｂ 捕鯨業（母船） | 捕鯨母船 |  |
| １９．雑漁業 | ａ 突棒漁業 | 突棒漁業 |  |
| ｂ 養殖業 | 魚類養殖 |  |
| ｃ うなぎ稚魚漁業 | 海面におけるすくい網を利用したうなぎ稚魚漁業 |  |
| ｄ 雑漁業 | 上記の分類に近似の漁業がない漁業 |  |

備考 １．上記“漁業の内容”に記載のない漁業は、近似の漁業で登録する。

２．都道府県が、建造許可における漁業種類又は“漁業の内容の名称”を登録票に記載する必要があると認めた場合は、その名

称で登録して差し支えない（例えば“はえなわ漁業（さけ・ます） 。